

議案参考資料

[令和3年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当
監査委員事務局 監査係
農林振興課 林業振興担当

議案名

議案第46号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案

趣旨・目的

総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の発出を始めとして、国や県において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中で、本市においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行おうとするものです。

概要

関係条例について、次のとおり改正するものです。

改正する条例	改正内容
職員のサービスの宣誓に関する条例	新たに職員になった者の任命権者の面前における宣誓書への署名押印を廃止するもの
桐生市固定資産評価審査委員会条例	条例に規定された審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするもの
桐生市森林等の火入れに関する条例	火入れ許可申請書の申請者の押印を廃止するもの

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国は、総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて(令和2年7月7日付け)」を発出し、行政のデジタル化に向け地方公共団体においても書面規制、押印、対面規制の見直しを積極的に行うよう求めており、全国的に行政手続における押印廃止の取組が行われております。

本市においても、法令等の規定で署名押印が義務付けられているもの以外は、原則署名押印を廃止し、行政手続の簡素化を進めているところです。

この方針に基づき、所要の改正を行おうとするものです。